

(21) 男女共同参画推進委員会**① 設置の趣旨（目的）及び組織****ア 組織設置の趣旨（目的）**

男女共同参画推進委員会は、職員の就業及び教育研究活動等での男女共同参画（次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画に係る事項を含む。）を推進することを目的として、平成20年度に設置された。

イ 組織の構成及び構成員等

男女共同参画推進委員会は、学長が指名した学系長又は専攻長、学長が指名した教授又は准教授（講師及び助教を含む。）男女各1人、学長が指名した附属学校教員男女各1人、学長が指名した事務系職員男女各1人、特命課長（人事・労務）、その他学長が指名した者若干人をもって組織する。

② 運営・活動の状況**ア 委員会等の開催状況等**

令和3年度は4回開催した。

イ 審議された主な事項

- i) 男女共同参画推進に係る講演会の実施
- ii) 国立大学法人上越教育大学次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の改正
- iii) 令和4年度以降の国立大学法人上越教育大学次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画
- iv) 令和4年度以降の国立大学法人上越教育大学女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

ウ 重点的に取り組んだ課題や取組状況

- i) 令和7年3月までの計画期間としていた「国立大学法人上越教育大学次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画」について、当初の目標を達成したことから令和4年3月までの計画期間に改正し、新たに令和4年度以降の行動計画を策定した。
- ii) 令和4年3月までの計画期間の「国立大学法人上越教育大学女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画」について、令和4年度以降の行動計画を策定した。
- iii) 学内における男女共同参画の推進を目的に、令和3年度男女共同参画推進講演会を実施した。
- iv) 男女共同参画推進の情報提供、広報等に関する取組として、他機関における男女共同参画推進に係る講演会等の情報をポータルサイト等により教職員に周知した。

③ 優れた点及び今後の検討課題等

引き続き、教職員に対し、男女共同参画に関する認識を深め、定着させるための広報・啓発活動を実施する。